

少年法適用年齢引下げに反対する市民集会

現在、法務省における少年法の適用年齢引下げに関する議論の中で、少年法適用年齢を18歳未満に引下げることを見据えた論点の整理がなされています。

その理由の一つとして、民法の成年年齢の引下げとの関連性が指摘されています。しかし、各法制度には、それぞれ個別の目的があります。民法の成年年齢の引下げと、少年法の適用年齢の引下げを、同じ土俵で議論することは正しいのでしょうか。

また、少年法の適用年齢が18歳未満に引き下げられた場合に「成人」として扱われる18歳、19歳の若者に対して、「成人」と同じ刑事手続により「罰」を与えることが、「少年の立ち直り」にとって、果たして望ましい政策といえるのでしょうか。

本集会では、少年法学や刑事政策学、民事法学といった各法分野の教授をお招きし、専門的な見地から、少年法適用年齢引下げの問題等についてご講演・ご報告していただきます。

本集会を通じて、少年法の適用年齢引下げの問題を市民の皆さんと一緒に考えていきたいと思えます。

日 時：2017年8月31日（木）

午後5時30分～午後8時00分（午後5時15分開場）

場 所：仙台弁護士会館 4階大会議室

内 容：講演

講師 ◎武内 謙治（たけうち けんじ）

九州大学大学院法学研究院教授。

研究分野：少年法学、刑事政策学、犯罪学、刑事法学。

著書：『少年司法における保護の構造—適正手続・成長発達
権保障と少年司法改革の展望』、『少年法講義』等。

【報告】

◎久保野 恵美子（くぼの えみこ）

東北大学大学院法学研究科教授。

研究分野：民事法学。

著書：『子ども法』等。

参加費：無料（事前申込不要）



主催 仙台弁護士会
共催 日本弁護士連合会（予定）
東北弁護士会連合会（予定）

お問合せ先：仙台弁護士会

TEL 022-223-1001

仙台市青葉区一番町2丁目9-18